

諮問

琵琶湖森林づくり県民税について

滋 税 第 4 7 0 号
令和6年(2024年)11月18日

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹 様

滋賀県知事 三日月 大造

琵琶湖森林づくり県民税について(諮問)

琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40号)については、同条例付則第6項の規定により、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例(令和2年滋賀県条例第56号)の施行後5年を目途として、琵琶湖森林づくり県民税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしておりますので、琵琶湖森林づくり県民税について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 琵琶湖森林づくり県民税の評価について
- (2) 琵琶湖森林づくり県民税の用途について
- (3) 琵琶湖森林づくり県民税の課税方式および税率について